

平成28年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）に寄せられたご意見と市の考え方

(1) 意見提出者 1団体 1個人

(2) 意見数 11件

NO.	項目	ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
【Ⅰ さいたま市の食品衛生監視指導体制】			
1	(2ページ) 〈関係機関との連携〉	庁内各課との連携体制確保のために「さいたま市食の安全対策会議」を実施されていることは、大切であると考えます。引き続き実施してください。あわせて、「Ⅲ、2重点監視指導計画事項」の(1)では、高齢者や乳幼児などハイリスク者向け食品取扱施設への監視指導があげられています。こうした施設に食の安全のための情報、食中毒の発生状況などが常に流されることが重要だと思えます。そのためにも「さいたま市食の安全対策会議」だけでなく、高齢者や子育ての担当部局との日常的な情報共有、連携の強化を望みます。	さいたま市では、「さいたま市食の安全対策会議」の他にも、庁内各課所と連携を図り、各種事業を実施しているところですので。御指摘を踏まえ表現を修正しました。
【Ⅲ 監視指導の実施】			
2	(3ページ) 〈1 共通監視指導事項〉	監視指導項目の「(4) その他食品衛生上問題のない食品であること」とありますが、昨今、大手スーパー・デパートの一部で非包装総菜の山積み量り売りを人通りの多い雑踏の中で取り扱ったり、インスタアペーカリでも非包装菓子パン類が取り扱われたり等、衛生的取り扱いとは言い難い現状があり、埃の落下、落下細菌・真菌の問題、ノロウィルスの飛沫感染などの汚染が危惧されます。申請施設の許可調査時には、実際の食品の取り扱い状況が想定できないのでしょうか？少なくとも事前相談等で構造的な部分と衛生的取扱い器具等を指導し、雑踏の中で衛生的取	消費者が陳列された食品について、自ら必要な量を量り取る等の行為は、食品衛生法上禁止されているものではありませんが、保健所においては、施設の監視指導等の際、食品衛生上の危害の発生を防止する観点から、食品の取扱い方法が適切でないと思われるものについては改善指導を行っているところです。

平成28年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）に寄せられたご意見と市の考え方

		<p>り扱いが行えるようすべきと考えます。監視の際指摘していかないと量販店の立ち入り目的が形式的なものとなるのでは？一部の量販店では日常化している現状である。インターネットにインストアベーカリーの非包装パンの取り扱いについて批判的情報も載っている昨今です。</p>	
3	<p>（5ページ） く2 重点監視指導事項）</p>	<p>昨年4月より食品表示法が施行されました。食品等事業者が適切な表示がおこなえるように、監視指導を実施してください。その中では、保健部・保健所の指導項目以外のものに関しても、関係各機関との連携をとり、適正表示をすすめてください。</p> <p>また、ご存じのとおり12月には農産物直売所・道の駅における表示に不適切なものが多いとして、消費者庁が集中監視を各自治体と一緒に取り組みました。さいたま市内にも12か所の直売所があります（2016年1月農業政策課集計さいたま市ホームページより）。安全にこうした施設を利用できるように、監視指導計画の中に、農産物直売所に対する表示の監視指導強化を盛り込んでください。</p>	<p>保健所においては、施設の立入の際には、食品衛生の観点から表示も含めて監視を行っており、夏期及び年末の一斉監視においても同様です。一方、この一斉監視については、その時期の直前に厚生労働省及び消費者庁より重点事項等が示され、これも踏まえて実施することになります。こうしたことから、夏期及び年末一斉監視の記述については、その実施趣旨を記載しているものです。なお、表現につきましては一部修正いたしました。</p>

平成28年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）に寄せられたご意見と市の考え方

4	<p>（6ページ） <4 監視指導対象施設及び監視指導予定回数> （8ページ） <1 食品等の検査> <<2>平成28年度収去等検査計画></p>	<p>監視部門は施設への監視回数を増やし現場指導を積極的に実施可能な組織の充実強化を図って欲しい。自分たちの都合に合わせた監視指導・収去計画を立てて消化して行く体制の見直しをして行って欲しい。</p>	<p>市の監視指導計画につきましては、食品衛生をめぐる状況の変化への対応も考慮し、施設監視や検査計画等の実施計画を毎年度検討し、定めているものです。例えば、施設監視については単に監視施設数を増加させるのではなく、丁寧な指導などを行い衛生の向上を図る方針で計画を立てております。今度とも、施設に対する監視指導の充実に努めてまいります。</p>
<p>【IV 食品等の検査】</p>			
5	<p>（7ページ） <1 食品等の検査></p>	<p>今後、TPP問題で海外から食品の輸入が増加するに伴いそれに対応する検査体制についての記載がありませんが具体的に何か方策を練っているのか？検査実施計画の内容は旧態依然とし、収去と検査側双方が毎年同じ計画で推移しており何か新しい時代に向けた方向性が見えない。検査部門もいつでも依頼検査が実施可能なような体制と新しい検査項目を実施可能なように体制等を充実強化して行く必要があると思います。</p>	<p>さいたま市の計画は、市内を流通する食品を対象にするという観点で立てており、特に国産品と輸入品を分けてはおりません。市としては、これまでもポジティブリスト制度や食品中の放射性物質等の課題に対応してきたところであり、今後とも検査体制の充実強化に努めてまいります。</p>
6	<p>（8ページ） <1 食品等の検査> <<2>平成28年度収去等検査計画></p>	<p>微生物検査については、検査項目数が増加していますが、検体数はここ数年増えていない状況です。埼玉県や中核市と連携をとって検査を効率的にすすめていることは承知しておりますが、やはり安全の確保のためには検体数を増やすことも重要ではないでしょうか。検体数を増やしていくことを検討してください。</p>	<p>検体数につきましては、5年前の計画（平成23年度計画）と比べると約150検体増えております。市の検査体制については、新たな検査法等の対応を図りつつ、充実強化に努めているところであり、今後もそのことに変わりはありません。検査計画については、検体数以外の要因も考慮しておりますことについては、御理解ください。</p>

平成28年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）に寄せられたご意見と市の考え方

【V 危機管理】			
7	(10ページ) 〈2 食中毒等健康危害発生時の対応〉	緊急事態が発生した時には、埼玉県・川越市・越谷市と連携をとりながら、対応できるように連携を図ってください。	「V 危機管理」の項目にありますように、健康危機事案の発生時には、関係機関等との連携を図りつつ対応することとしています。
【VI 食品等事業者の自主管理等の推進】			
8	(10ページ)	食品の検査に「衛生規範の実施」とありますが、製造者は弁当・そうざい、洋生菓子、漬物、めん類等を自主的に検査し、施行条例で新たに定めた「危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を行う場合の基準」に基づく衛生管理を推進し、もって、施設の衛生向上を図ることを目的とする規定に馴染ませるよう指導していく必要があると推察される。そのために営業者が自主検査を積極的に行えるよう行政機関が依頼検査を受けたり、民間の検査機関の利用の推進が必要になるのではないかと考えます。また、監視員はこれまで以上に施設への立ち入り回数を増やし、営業者への現場指導を積極的に行ない自主衛生管理体制の定着を図っていく必要があると推察される。今後、引き続き衛生規範検査を行政が実施するのであればなるべく多くの施設、特に、零細規模の営業者に重要性を強く指導し定着を図っていかないと施行条例の趣旨に結びついて行かないと思われる。従来行政が収去して税金を使って検査し、ふき取り検査までして原因究明等を行なってあげることの方向転換していかなければと思います。	営業者が行う自主検査の依頼機関については、必要に応じ食品衛生法に基づく登録検査機関の情報を提供しております。また、市が行うふき取り検査等は、施設に対する監視指導の際の客観的データを得るために行っています。 御指摘のように、営業者における自主衛生管理の推進は重要であると考えており、今後もそのための施策を講じてまいります。

平成28年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）に寄せられたご意見と市の考え方

9	(10ページ)	さいたま市においても、昨年10月1日に食品衛生法施行条例を改正し、HACCP導入型基準の追加をされました。従前より、市内営業施設に対する食品衛生監視指導のたびに、パンフレット等でのHACCP導入説明や、食品衛生講習会などで説明をおこなうなど、推進に努力されてきたとうかがっております。ところが今回の計画の中では推進計画について触れられておりません。食の安全確保の方法としてHACCP導入型基準は有効であると考えます。条例も施行されておりますので、推進について計画に追記してください。	御指摘を踏まえ文章を修正しました。
【VII 消費者や事業者との意見交換の推進及び市民への情報提供】			
10	(11ページ) 〈4 「食の安全市民ネットワーク推進員」との連携〉	市民が参画し、地域と行政を結ぶ役割をになう「食の安全市民ネットワーク推進員」制度は大変すばらしいと思います。市民が食の安全に関わる貴重な機会として養成を強化してください。 アクションプランの中では、平成25年度には10人、平成26年度7人が委嘱され、平成27年度には5人を目標に委嘱をすすめておられますが、もっと市民、消費者団体を巻き込んで、多くの委嘱を目指せるように計画を立て実行してください。	「食の安全市民ネットワーク推進員」制度については、今後さらに充実したものになるよう工夫を重ねつつ、取り組んでいきたいと考えております。 なお、食の安全基本方針アクションプランは本計画とは別のものですので、御意見として参考にさせていただきます。

平成28年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）に寄せられたご意見と市の考え方

【平成28年度さいたま市食品衛生監視指導計画素案について】			
11		<p>日頃より、さいたま市における食品の安全確保対策のためにご尽力されていることに敬意を表します。</p> <p>この間、さいたま市・川越市・越谷市・埼玉県とそれぞれが食品衛生監視指導計画を作成し、その結果についてもそれぞれで作成をおこなっておられます。昨年も意見としてあげさせていただきましたが、消費者として公表された計画、報告書を拝見する際、検査計画・報告など同じことをおこなっていても、文章表現が一致しておらず理解することが難しい状況もあります。引き続きとなりますが、さいたま市におかれましては、埼玉県・川越市・越谷市の間で連携をとり、より消費者にわかりやすい計画と報告の作成を要望いたします。また、計画公表時期につきましては、より計画への議論がすすみますように、年内を目安に公表できるように検討をお願いします。</p>	<p>各自治体それぞれ、これまでの事情があり、食品衛生監視指導計画の文章表現を一致させることについて、難しい面があることは御理解ください。なお、御指摘の点については、引き続き県・市の情報共有の場において意見交換を行っていきたいと考えております。</p> <p>また、計画（素案）の意見募集の開始時期については、今後も早くできるよう努めてまいります。</p>